の方の 護 険

給付を賄っています。 めていただく保険料を財源の一部として、 介護保険は、 40歳以上のみなさんに納

してサービスを利用できるように、 介護が必要になったとき、 誰もが安心 保険

料は必ず納めましょう。

介護保険の財源

料で賄われています。 残りの50%はみなさんが納めている保険 のうち、50%は公費 必要な費用は、サービス利用者が1割も しくは2割分を自己負担し、 介護保険のサービスを提供するために (国、県、市)により、 残りの費用

の保険料は28%の負担割合となっていま 歳以上の方)が納める保険料はその22%、 第2号被保険者 人口の増減により、第1号被保険者(65 介護保険の財源は、社会全体の年齢別 (40歳以上65歳未満の方)

平成28年度介護保険料

定めています。 当たりの平均的な保険料額(基準額) 期介護保険事業計画)の3年間の介護サー ビスの利用見込みなどにより算出し、一人 介護保険料は27年度から29年度(第6

> 税状況に応じて、保険料を段階的に調整する ことで、所得の低い方の負担が大きくならな いように保険料が決められます。 この基準額から、ご本人の所得や世帯の課

介護保険料の納め方

引)と普通徴収の2種類に分かれます。 ※個人の希望による納め方の選択はできませ 介護保険料の納め方は、特別徴収

○特別徴収

遺族年金、障害年金です。 8月分より残りの保険料額を調整します。 間保険料確定前のため、前年度の2月と同額 ※特別徴収対象となるのは、老齢(退職)年金: を仮徴収します。また、年間保険料が確定後、
 6回)に分けて天引きされ、4、6月分は年 きされます。保険料の年額が年金の支払月(年 年金が年額18万円以上の方は年金から天引

合計所得金額

に金融機関などを通じて納めます。ただし、 特別徴収になるまでは、年金の年額が18万円 から送付する納付書や口座振替で、期日まで 以上であっても普通徴収となります。 口座振替で個別に納付していただきます。市 ○普通徴収 年金が年額18万円未満の方は、直接納付か

(22%)

※表の保険料額 (年額) は 100 円未満の額を四捨五

所得段階	対象者			基準額 割合	保険料額 (年額)
第1段階	○生活保護受給の方 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税 非課税		0.45	36, 900 円	
	 世帯全員が市 民税非課税 	本人の前年の 合計所得金額 と課税年金収 入額の合計	80万円以下		
第2段階				0.75	61,600円
第3段階			120 万円超		
第4段階	本人が市民税 非課税で、世 帯の誰かが市 民税課税		80 万円以下	0.90	73, 900 円
第 5 段階 (基準)			80 万円超	1.00	82, 100 円
第6段階	本人が市民税 課税	本人の前年の	120 万円未満	1.20	98,500円
第7段階			120 万円以上 190 万円未満	1.30	106,700円
第8段階			190 万円以上 290 万円未満	1.50	123, 100 円
第9段階			290 万円以上 400 万円未満	1.70	139,500円
第 10 段階			400 万円以上	1.75	143,600円

課税年金

840

ま準額 6.

高齢介護課

28 · 6025

(障害年金や遺族年金などは該当しません)

課税の対象となり源泉徴収票が交付される年金 実際の収入から必要経費相当分を差し引いた金額 (扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額)

